



奨学金の返還支援による宮崎への若者定着 貴社の従業員確保を応援します！！

< ひなた創生のための奨学金返還支援事業とは >

宮崎県内の産業人材を確保するため、あらかじめ県が認定する支援企業に就職する若者等に対して、奨学金の返還に係る支援金を給付します。

【支援内容】

対象となる若者等が就職して1年、3年、5年が経過した時に、在学中に貸与を受けた奨学金の返還額の1/2の額（卒業した学校の区分に応じて最大150万円の上限あり）を給付します。

【支援の対象者】

支援企業に正規雇用により就職する予定のある大学、高等専門学校、専修学校、高等学校の在学生又は既卒者で、就職して5年間、県内の事業所等で就業する者

本事業の趣旨に賛同し、宮崎県とともに奨学金の返還支援を行う「支援企業」を募集します。

【支援企業の要件】 ※詳細は募集要項を御確認ください。

- 県内に主たる事業所を有する企業等（又は宮崎県外に主たる事業所を有し、県内勤務に限定した採用枠を有する企業等）のうち、令和8年度以降に支援の対象となる者を雇用する予定があること。
- 支援企業には、支援金の4分の1に相当する額を御負担いただきます。

県庁HP ↓



【募集要項、申請書類の入手方法】

宮崎県庁のホームページでダウンロードできます。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/sangyoseisaku/shigoto/sangyo/hinatashien/20230829183504.html>

【申請期限】

令和8年1月16日（金）必着

【留意事項】

- これまで、継続して事業に参画する場合であっても、支援企業の認定は毎年度受ける必要がありましたが、**初年度の1回のみ認定を受ければ、以後も継続して事業に参画いただくことが可能になります。**

（代わりに、認定後の毎年3月末までに、支援企業の要件に係る納税証明書等の書類の提出が必要となります。）

- 認定後、支援企業として事業に参画できなくなった場合は、県に対して**認定の一時停止又は取消しを申請することができます。**

支援企業になると...

- ★採用活動時に
取組に係るPRが可能！
- ★HP等を活用して
県が支援企業を紹介！

